

我孫子市

空き家バンク

我孫子市空き家バンクの概要



1. 空き家バンクとは

我孫子市内の空き家等の有効活用などを目的に空き家等を貸したい・売りたい所有者の方の物件を市に登録し、市は国が運営・構築する「全国版空き家バンク」等にその情報を公開します。その情報を見て、借りたい・買いたいという利用希望者と所有者等との橋渡しを市と市内の宅地建物取引業者が協力して行う制度です。

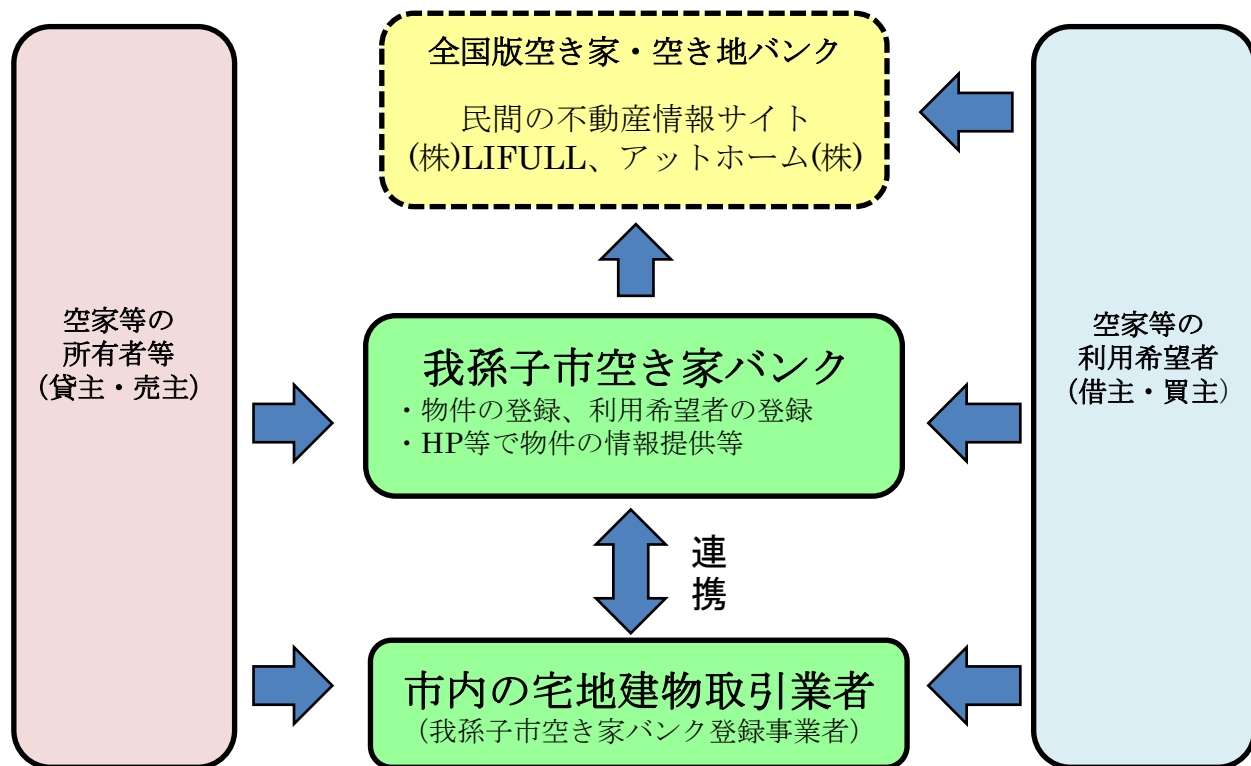
2. 空き家等を登録する条件は

- ・市内に所在する住宅・土地・店舗等であること。
- ・建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。
- ・宅地建物取引業者と媒介契約を締結していないこと。
- ・相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。

3. 利用をされる方の登録要件

- ・空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、我孫子市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

4. 空き家バンクの仕組み



5. 空き家バンクの手続き(空き家所有者等)

①空き家等の物件登録申込み

空き家バンク物件登録申込書、空き家バンク物件登録カード・位置図・間取図、同意書に必要事項を記入し、市にご提出ください。



②物件調査

宅地建物取引業者と市の職員が物件確認のため、所有者等立会いのもと現地調査を行います。契約内容や修繕の有無等についてご確認ください。



③物件登録・情報提供

空き家バンク物件登録カードの内容を確認後、我孫子市空き家バンク物件台帳に登録し、全国版空き家バンク、市ホームページ等で情報を公開します。



④物件見学・交渉等

利用希望者から物件の見学等の依頼があった場合、市からご連絡します。宅地建物取引業者立会いで見学を行い、交渉・契約は宅地建物取引業者の仲介のもとで行います。

6. 空き家バンクの手続き(利用希望者)

①利用・交渉の申込み

空き家バンク利用・交渉申込書、誓約書に必要事項を記入し、市にご提出ください。



②希望する空き家等を選択

全国版空き家・空き地バンクから、我孫子市内の希望する空き家等を選択し、見学希望を市に連絡します。



③物件見学

宅地建物取引業者の案内で物件を見学します。
物件の特徴、地域の情報や周辺の様子をご確認ください。



④物件交渉等

見学後、購入や賃貸を希望する場合は、宅地建物取引業者仲介のもと交渉・契約となります。

※ 注意事項

空き家等の売買・賃貸借等に関する交渉及び契約等については、当事者間で行っていただくこととなります。

住宅に係る制度・補助など

- ・ 若い世代の住宅取得補助金制度
- ・ 我孫子市住宅リフォーム補助金制度
- ・ 我孫子市木造住宅耐震診断助成制度
- ・ 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成制度
- ・ 我孫子市増改築等工事施工業者紹介制度
- ・ 住宅・不動産相談

※ 最新の情報は、市ホームページ等でご確認ください。

ようこそ！物語の生まれるまち 我孫子へ!!

ここはかつて文人たちに愛された憩いの郷、『物語の生まれるまち あびこ』。年間を通じてさまざまなイベントが行われ、たくさんの人々で賑わいます。歴史を感じたり、自然に触れたり、ぶらり散策してみませんか。都心から電車で35分の自然豊かなまちに是非お越しください。



手賀沼遊歩道桜ライトアップ(春)



手賀沼花火大会(夏)



コスモス街道(秋)



ダイヤモンド富士(冬)

<お問い合わせ>

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 建築住宅課 住宅担当

TEL 04-7185-1111 内601

FAX 04-7185-4329

